

登録意匠「ロッカー用ダイヤル錠付き把手」意匠権侵害損害賠償請求控訴事件：
大阪高裁平成27(ネ)3325・平成28年6月10日（8民部）判決<控訴棄却>

【キーワード】

意匠権の効力（意23条本文），登録意匠の範囲（意24条1項），美感か美観か，感性的判断か理性的判断か

【判断】

1 当裁判所も，控訴人の請求は理由がないものと判断する。その理由は，以下のとおり補正し，後記2のとおり当審における当事者の主張に対する判断を付加するほか，原判決「事実及び理由」中の第4の1に記載のとおりであるから，これを引用する。

(1) 原判決15頁14行目の「(4)」を「(5)」に改める。

(2) 原判決22頁12行目の「意匠の類否」の次に「の判断」を加える。

(3) 原判決23頁2行目の「構成は，」の次に「ロッカー（家具）用ダイヤル錠付き把手の」を加える。

(4) 原判決24頁11行目から12行目にかけての「公開特許公報」の次に「，3個のダイヤルを正面視縦方向に配置したダイヤル錠も存したと認められること（乙13・意匠登録第973279号の類似1意匠公報，乙14・意匠登録第585802号意匠公報），ダイヤル操作部の具体的構成（前記イaないしc）は，正面視縦方向か横方向か及びダイヤルが3個か4個かの違いのほかは，公知意匠（甲23・特開平9-32373号公開特許公報，甲24・特開平9-25750号公開特許公報）にも見られる構成であること」を，12行目の「配置した」の次に「ことを始めとする」をそれぞれ加え，13行目の「構成」を「具体的構成」に改める。

2 当審における当事者の主張に対する判断

(1) 本件意匠の要部について

ア(ア) 控訴人は，本件意匠における，ダイヤル錠と手がかり部とが横並びに配置された全体の構成，及び4個のダイヤルが縦方向に並べられ，そのダイヤルの列上につまみが配置されたダイヤル錠の構成は，本件意匠の出願時には存在しなかった新規なものであることなどから，要部に当たると主張する。

(イ) しかし，家具用錠において，正面視略横長長方形のプレートの左側に錠を，右側に手がかり部を配置する構成は，公知意匠（乙10の別紙第4，特許庁意匠課公知資料番号第HH09002918）に見られる構成態様であり，ダイヤル式の家具用錠において，ダイヤルを縦方向に並べ，ダイヤルの列上に家具本体の嵌合部に嵌合させる留め金を操作するつまみを配置する構成態様も，公知意匠（乙14，意匠登録第585802号意匠公報）に見られる構成態様である。

また、ロッカー用のダイヤル錠において、正面視略横長長方形のプレートの左側にロッカー本体と嵌合させる留め金を操作する回転式つまみを、右側に同つまみを固定又は解放する3ないし4個のダイヤルを横並びにしたダイヤル操作部を配置する構成態様は公知意匠にも見られるところ（甲23・特開平9-32373号公開特許公報，甲24・特開平9-25750号公開特許公報，甲25・特開昭63-210375号公開特許公報，甲26・意匠登録第1046953号意匠公報，甲27・意匠登録第780378号意匠公報，甲28・意匠登録第969311号意匠公報，甲31・特開昭64-52974号公開特許公報，甲32・意匠登録第783909号意匠公報，甲34・特開平9-125762号公開特許公報，甲39・意匠登録第1455155号意匠公報），これらを右方向に90度回転させると，3ないし4個のダイヤルが縦方向に並べられ，そのダイヤルの列上につまみが配置された構成のダイヤル錠となる。そして，上記のとおり，公知意匠のダイヤル式の家具用錠には，ダイヤルを縦方向に並べ，ダイヤルの列上につまみを配置した構成のものがあることや，公知意匠である郵便受け箱用錠において，ダイヤルを横方向に並べた意匠の類似意匠として，これを左に90度回転させダイヤルを縦方向に並べた意匠が登録されていること（乙12，13）に照らせば，本件意匠の出願時において，3ないし4個のダイヤルを縦方向に並べ，そのダイヤルの列上につまみを配置するというダイヤル錠の構成は，ロッカー用ダイヤル錠付き把手の構成として，格別に目新しく創作性のある構成であったとは認められない。

(ウ) これらのことからすると，本件意匠におけるダイヤル錠と手がかり部とが横並びに配置された全体の構成，及び4個のダイヤルが縦方向に並べられ，そのダイヤルの列上につまみが配置されたダイヤル錠の構成は，公知意匠に見られる構成又は公知意匠と類似する構成をありふれた方法で組み合わせたものにすぎないと認められるから，上記構成が，本件意匠について需要者にすっきりとまとまった印象を与え，上記構成であることによって，使用者がロッカー扉の施錠・解錠を伴う開閉作業時に使い勝手の良さを感じることがあるとしても，これを本件意匠において需要者の注意を最も強く惹く要部であると認めることはできない。

(エ) 控訴人は，本件意匠とその類似意匠が控訴人が要部であると主張する構成を共通にしていることを，その主張を裏付ける事情として主張する。しかし，類似意匠は，本件意匠のうち名札入れが配置された上部の構成がないほかは，控訴人が要部として主張する構成以外の構成も含めて本件意匠と構成を共通にしているから（甲2～4），控訴人の上記主張は採用することができない。

イ 控訴人は，本件意匠のつまみの具体的構成態様は公知意匠のつまみに見られるありふれたものであり，本件意匠の要部には当たらないと主張する。

しかし，本件全証拠によっても，本件意匠の出願時において，ダイヤル錠

のつまみ及びその周辺部について、「前面プレートに埋設された円筒形の基底部と、当該基底部の直径に沿って突出する略直方体状の操作部とを有し、操作部は、基底部に向かって滑らかな凹面を形成するように基底部と一体成型された」操作部に、「正面に突出する面の上端部付近から基底部に至る棒状の印が描かれ」、「正面視におけるつまみの右上約45度の方向及び左上約45度の方向には、それぞれ、先端を基底部の外周に接する矢尻状の印が描かれている」構成のものがあつたとは認められず、本件意匠のつまみ及びその周辺部の上記構成は新規なものであると認められる。

また、つまみ部分に描かれた棒状の印とその周辺部の矢尻状の印は、施錠及び解錠時のつまみの操作位置をシンプルかつ分かりやすく表示したもので、需要者の注意を惹くものと認められるから、控訴人の上記主張は採用することができない。

後願意匠（乙6～8）は、本件意匠の要部が上記のとおりであることを前提に、これと類似しないものとして登録されたものと解することができる。

(2) 本件意匠と被控訴人意匠の類否について

本件意匠の要部であるつまみ及びその周辺部の上記構成は、被控訴人意匠には見られないものであるから、両意匠が全体として美観を共通にするとは認められず、被控訴人意匠は本件意匠に類似するものとは認められない。

3 以上によれば、控訴人の請求は理由がないから、これを棄却した原判決は相当である。

よって、本件控訴は理由がないから、棄却することとし、主文のとおり判決する。

【論 説】

1. 原審では、本件意匠の要部は、つまみ及びその周辺部の具体的構成態様にあると認定した上で、被告意匠との類否を検討した結果、その差異は「両意匠の類否判断に大きな影響を及ぼすもの」と認定し、これに加え「名札入れの有無及びそれに伴う手がかり部の相違を併せ考慮すると、本件意匠と被告意匠との差異点の印象は、共通点の印象を凌駕し、全体として異なる美観を与える」から、被告意匠は本件意匠に類似するものとは認められない、と認定したのである。

そこで、原審判決に不服の原告が控訴したのが本件である。

2. この裁判所においては、当事者の主張に対する判断として、(1)本件意匠の要部についての項において、「家具用錠」に係る物品における2件の公知意匠を引用し、また「ロッカー用ダイヤル錠」に係る物品における公知意匠を多数引用し、本件意匠の出願時には、「3個ないし4個のダイヤルを縦方向に並べ、そのダイヤルの列上につまみを配置するというダイヤル錠の構成は、ロッカー用ダイヤル錠付き把手の構成として、格別に目新しく創作性のある構成であつたことは認められない。」と認定した。そして、本件意匠のダイヤル錠と手がかり部

とが横並びに配置された全体の構成、及び4個のダイヤルが縦方向に並べられ、そのダイヤル列上につまみが配置されたダイヤル錠の構成は、公知意匠に見られる構成又は公知意匠と類似する構成をありふれた方法で組み合わせたものにすぎないから、これを需要者の注意を最も強く惹く要部であると認めることができない、と裁判所は認定した。

裁判所はまた、本件意匠のつまみ及びその周辺部の上記構成は新規なものであるし、つまみ部分に描かれた棒状の印とその周辺部の矢尻状の印は、つまみの操作位置をシンプルに表示したものながら、需要者の注意を惹くものと認められ、控訴人の主張は採用できないとしたのである。

しかしながら、このような裁判所の認定は、相前後して矛盾しているのではないか。すると、本件意匠の前記部分は一体公知なのか新規なのか、どちらが正しいのだろうか。

3. この大阪高裁の判決は、原審の大阪地裁が判断している「事実及び理由」の中の記載の一部を改めたり、加えたりしているが、自らの記載の誤りには気付いていないようである。

それは、本件意匠と被控訴人意匠の類否についての項で、「両意匠が全体として美観を共通にするとは認められず」と記載している点である。即ち、「美観」と「美感」との概念の違いを理解していない点である。

意匠法24条2項の規定を意識的に無視しているのであれば別であるが、裁判官の立場であればそうはいかないだろう。高裁は自主訂正をしないのだろうか。

「美感」は“aesthetic feeling”であり、「美観」は“aesthetic appearance”であることを理解すれば、両者の意味の違いは当然理解することができるのである。

4. 控訴審判決も、第一審判決を妥当と判断して請求を棄却したが、結論としては妥当であろう。ただその理由においては、本件登録意匠の構成態様（形態）に対して、多数の刊行物公知の意匠を追加引用して理由を修正しているが、これは本件登録意匠の新規性の程度、即ち、本件登録意匠が有する創作体の範囲の狭さを説示しているのである。その上に立って、被控訴人意匠とを対比して類否判断をしているから、非類似の判断をしたのである。

ところで、この裁判所においても、意匠の類否判断の主体を当業者ではなく需要者の注意力にしているが、これは法24条2項に基づいているからであろう。しかし、ここは、当業者のレベルにより創作性の差異におくことが、意匠法という創作保護法の立場であることを忘却している判断である、と批判されるべきである。

また、同判決は、つまみ及びその周辺部の構成を本件意匠の要部と把握しているながら、その全体は被告意匠とは美観を共通にしないことから、非類似であると

認定したが、そこは外観どおしの理性的判断でよいのか、それとも美感という感性的判断ではないのか、混乱しているのである。裁判所は、わが国意匠法が保護する意匠とは何かを本質的に理解しているのだろうか、疑問である。

5. ところで、控訴人は、本件意匠のつまみの具体的構成態様は公知意匠のつまみに見られるありふれたものだから、本件意匠の要部には当たらないと主張したのに対し、裁判所は、本件全証拠によっても、本件意匠の出願時においては、ダイヤル錠のつまみ及びその周辺部について所定の構成のものが存したとは認められないから、本件意匠のつまみ及びその周辺部の構成は新規なものであると認定したのである。

そうすると、本件意匠の要部であるつまみとその周辺部の構成は被控訴人意匠には見られないものであるから、両意匠は全体として「美観」を共通にするとはいえず、被控訴人意匠は本件意匠に類似するものとは認められない、と認定し、原判決は相当であると判断したのである。

6. そこで、両意匠をよく対比して見ると、被告（被控訴人）意匠には本件意匠の本意匠に見られる筐体2におけるつまみ10及び開口部11の上側方部に一体に形成した板材と左側部の小突片は、被告意匠には存在しないという相違点が見られるから、それ以外の点は同一であっても、全体の創作体は異なるというべきだから、両意匠は類似するものではない、と判断したのであろう。

しかしながら、この控訴審判決には2つの事実誤認がある。第1は、筐体の上側方に延長した板材や左側部の小突片は筐体全体から見れば付属部分であるから、創作性の存在はきわめて弱いこと、第2に視覚が感受するものは「美感」であるから、意匠全体からは共通する美感を受けるものであること。

ただ筆者は、本件登録意匠（本意匠）の出願前の刊行物公知意匠について見ていないから、本件意匠が有する創作体の範囲を的確には把握していない以上、控訴審判決の是非を断言することはできないのは残念である。

7. 控訴審判決は、類似意匠について、「本件意匠のうち名札入れが配置された上部の構成がないほかは、控訴人が要部として主張する構成以外の構成も含めて本件意匠と構成を共通にしているから、控訴人の上記主張は採用することができない。」と説示するが、意味不明である。

裁判所がここで記述している名札入れの配置とは、本意匠と類似意匠とに見られる前記箱体の上側方部に延設されている板材を名札入れと称しているのであれば、両者は共通しているからこそ類似意匠としての登録もなされたのであるし、この名札入れ部の有無は、本件意匠の一部分の存在を被告意匠が有していないだけの事実であるから、その程度であれば類似する意匠と判断されても誤りではないと思う。

[牛木 理一]